

○「大阪府私立小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準」新旧対照表

改正後	現行
<p>第1 私立学校の設置認可</p> <p>1-5 (略)</p> <p>6 施設及び設備等</p> <p>(1)-(5) (略)</p> <p>(6) <u>他の学校等(同一の設置者が設置するものを含む。)と校地、校舎等を共用していないこと(建物の一部を区分使用又は区分所有して校舎とする場合における校地の共用を除く。)</u></p> <p>(7)-(11) (略)</p> <p>(12) <u>校舎は、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他法令が定める基準に適合しているものであること。また、その他の法令等について遵守したものであること。</u></p> <p>7 資産等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>学校施設と他の施設とを複合化した建物において、建物の一部を区分使用して校舎とする場合にあっては、当該建物全体が自己所有であることとし、かつ、次のいずれの条件にも該当していること。ただし、(2)イ及び次のいずれの条件にも該当する場合には、国又は地方公共団体が所有する建物の一部を区分使用して校舎とすることができるものとする。</u></p> <p>ア 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認め</p>	<p>第1 私立学校の設置認可</p> <p>1-5 (略)</p> <p>6 施設及び設備等</p> <p>(1)-(5) (略)</p> <p>(6) 他の学校等(同一の設置者が設置するものを含む。)と校地、校舎等を共用していないこと。</p> <p>(7)-(11) (略)</p> <p>7 資産等</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改正後	現行
<p><u>られるものを除き、学校施設として使用する部分と学校以外の他の施設として使用する部分との区分が明確になされていること。</u></p> <p><u>イ 学校施設と学校以外の他の施設として区分使用する場合は、出入口及び当該学校に至る通路等が当該学校の専用であること。</u></p> <p><u>ウ 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、当該学校として使用する部分は、構造上独立したものであること。また、区分使用が2以上の階にまたがる場合は、連続した階であること。</u></p> <p><u>エ 建物を区分使用する学校以外の他の施設が、学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であり、この条件が将来的にも担保される取決め等（学校法人の寄附行為への規定及び学校法人の意思決定機関の決議を経た上で作成された学校法人の誓約書並びに不動産賃貸借契約への明記等）があること。</u></p> <p><u>オ 運動場及び校舎の面積は、学校以外の施設が使用する部分を除いて、設置基準上必要な面積を備えていること。</u></p> <p><u>カ 教育長が別に定める基準を全て充足すること。</u></p> <p><u>(4) 学校施設と他の施設とを複合化した建物において、建物を区分所有して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件にも該当していること。</u></p> <p><u>ア 当該建物に係る土地については、学校法人が単独で自己所有していること。</u></p> <p><u>イ (3)アからウまで、オ及びカのいずれの条件にも該当</u></p>	

改正後	現行
<p>すること。</p> <p><u>ウ 建物を区分所有する学校以外の他の施設が、学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であり、この条件が将来的にも担保される区分所有者間での取決め等（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）に基づく規約及び借地契約への明記等）があること。</u></p> <p><u>(5)</u>・<u>(6)</u> （略）</p> <p><u>(7)</u> <u>(6)</u>にかかわらず、既設の学校法人が私立学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。</p> <p>ア－エ （略）</p> <p><u>(8)</u> 校地、校舎その他の施設は、負担附でないこと。ただし、<u>(6)</u>、<u>(7)</u>の借入金に係る担保はこの限りでない。</p> <p><u>(9)</u>・<u>(10)</u> （略）</p> <p><u>(11)</u> 校地、校舎その他の施設及び設備の整備に要する経費及び<u>(9)</u>の経費のための資金で、<u>(6)</u>、<u>(7)</u>の借入金を引いた額が、当該学校の開設時に収納されることが确实と認められること。</p> <p>8・9（略）</p>	<p><u>(3)</u>・<u>(4)</u> （略）</p> <p><u>(5)</u> <u>(4)</u>にかかわらず、既設の学校法人が私立学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。</p> <p>ア－エ （略）</p> <p><u>(6)</u> 校地、校舎その他の施設は、負担附でないこと。ただし、<u>(4)</u>、<u>(5)</u>の借入金に係る担保はこの限りでない。</p> <p><u>(7)</u>・<u>(8)</u> （略）</p> <p><u>(9)</u> 校地、校舎その他の施設及び設備の整備に要する経費及び<u>(7)</u>の経費のための資金で、<u>(4)</u>、<u>(5)</u>の借入金を引いた額が、当該学校の開設時に収納されることが确实と認められること。</p> <p>8・9 （略）</p>
<p>第 2 私立学校の収容定員に係る学則変更認可</p> <p>1 （略）</p> <p>2 教職員、施設及び設備等</p> <p>収容定員を変更する場合は、第 1 の 5 から 9 まで（7 の <u>(9)</u> を除く。）の規定を準用する。この場合、第 1 の 5 から 7 まで</p>	<p>第 2 私立学校の収容定員に係る学則変更認可</p> <p>1 （略）</p> <p>2 教職員、施設及び設備等</p> <p>収容定員を変更する場合は、第 1 の 5 から 9 まで（7 の <u>(7)</u> を除く。）の規定を準用する。この場合、第 1 の 5 から 7 まで</p>

改正後	現行
<p>については変更後の収容定員によるものとし、「私立学校」は「収容定員」と、「設置」及び「開設」は「変更」と読み替える。</p> <p>ただし、収容定員を減員する場合は、第1の6から9までの規定は準用しない。</p> <p>第3 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>1 この基準は、令和元年8月23日から施行する。</u></p> <p><u>2 この基準は、施行日以降、新たに申請される私立学校の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用し、この基準施行日前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。</u></p> <p>以下 (略)</p>	<p>については変更後の収容定員によるものとし、「私立学校」は「収容定員」と、「設置」及び「開設」は「変更」と読み替える。</p> <p>ただし、収容定員を減員する場合は、第1の6から9までの規定は準用しない。</p> <p>第3 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>以下 (略)</p>